日立市監査告示第１０号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年１１月１１日

日立市監査委員　橋　本　仁　一

同　飛　田　謙　一

財政援助団体等監査結果報告書

1　監査の対象

（1）　監査の種別　財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

（2）　団体名　　公益社団法人　日立市シルバー人材センター

（3）　施設名　　金沢福祉作業所
日立駅前自転車駐車場
常陸多賀駅前自転車駐車場
大甕駅前自転車駐車場

2　監査の着眼点

（1）　財政援助に係る出納その他の事務における主な着眼点

ア　対象団体

（ｱ）　事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。

（ｲ）　出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

イ　所管課

（ｱ）　補助金の手続等は適正に行われているか。

（ｲ）　補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

（2）　公の施設の指定管理に係る出納その他の事務における主な着眼点

ア　対象団体

（ｱ）　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

（ｲ）　出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。

イ　所管課

（ｱ）　協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

（ｲ）　指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

3　監査の実施内容

（1）　対象期間　令和７年４月１日から令和８年８月３１日まで

（2）　実施期間　令和８年９月８日から令和８年１０月２８日まで

（3）　実施方法　関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

4　監査の結果

監査の結果、給与の支給誤り、物品購入における事務手続の不備などについて指導事項があったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該団体において必要な処理を行った。

以　上